

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 結核予防法による医療機関の指定(六一五・大館保健所)
  - 道路の供用開始(六一六・六一七・道路環境課)
  - 道路区域の変更(六一八・道路環境課)
  - 建築基準法による道路位置の指定(六一九・秋田建設事務所)
  - 開発行為に関する工事の完了(六二〇・由利建設事務所)
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
  - 土地改良区の定款変更の認可(秋田総合農林事務所)
  - 土地改良区の役員就任の届出(由利総合農林事務所)
  - 選挙管理委員会告示
  - 政治団体の設立の届出(六八)
  - 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(六九)
  - 政治団体の解散の届出(七〇)
  - 政治団体の収支に関する報告書(七一)

## 告示

秋田県告示第六百十五号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年九月十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
ツチヤ薬局清水店	大館市清水一丁目三三十七	平成十四年九月四日

秋田県告示第六百十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年九月十三日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百八号	由利郡鳥海町上川内字下田表二七番三地先から一七番八地先まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十四年九月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十四年九月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第六百十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年九月十三日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百八号	由利郡鳥海町下川内字瀬中右四番八から四二番二地先まで

### 一 供用開始の区間

- 二 供用開始の期日 平成十四年九月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年九月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第六百十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年九月十三日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	二百八十二号	鹿角市花輪字六月田九一番地先から字扇ノ間二〇番地先まで	〃	一四・〇〇〇～二五・〇〇〇	〇・四一九

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年九月十三日から同月二十六日まで

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年九月十三日

秋田県告示第六百十九号

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
河辺郡雄和町妙法字上大部百二十八番地 伊 藤 満	河辺郡雄和町妙法字上大部百三十五番地の一部及び百三十七番地の一部	五十三・四メートル	六・六メートル	平成十四年九月四日

秋田県告示第六百二十号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定により平成十三年六月二十七日付け指令由建 千二百九十九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十四年九月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 由利郡金浦町金浦字笹森百二十五番地一  
 丸大機工株式会社  
 代表取締役 渋谷 正 敏

二 開発区域に含まれる地域の名称  
 由利郡金浦町金浦字笹森四十三番、五十番、五十二番一、五十二番二、五十三番

一、五十五番一、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番、六十四番、六十五番、六十六番一、六十七番、百二十一番一、百二十二番一、百二十四番、百二十五番一、百二十七番一、百三十番、百三十一番、二百九十二番、二百九十三番及び字背長森二番一、二番二、七番、八番、九番、十番、十一番、十二番一、十二番三、十三番一、二十八番及び字谷地中百四十番、百四十一番、百四十二番、百四十五番、百四十六番、百四十七番、百四十九番、百五十三番、百八十一番、百八十三番、百八十四番

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成十四年八月二十三日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あじさい
  - 三 代表者の氏名  
宮 垣 津武雄
  - 四 主たる事務所の所在地  
合川町上杉字上屋布袋六十一番地十四
  - 五 定款に記載された目的  
本法人は、行政及び各種団体若しくは専門知識を有した個人と協力を図りながら、健康・福祉の維持・増進を図る事業及び日常生活の質の向上を図るための事業を行う
- その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
長谷川キクノ後援会	樫尾リ工	米野真理	秋田市牛島西一丁目九番二十二号	平成十四年八月十五日
柴田まさとし後援会	佐々木孝志	高橋和博	平鹿郡雄物川町柏木字柏木七十七番地	平成十四年八月二十七日

い、地域住民全てが、心身共に健康で文化的な生活を営むことが出来る豊かな農村社会の構築を図ることを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、新城川土地改良区から申請があった定款変更について平成十四年九月四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本荘市東由利町土地改良区から次のとおり役員の内出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名  
由利郡東由利町老方字吉野二十一番地一  
金子 拓雄

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十八号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十四年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年九月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

秋選管告示第六十九号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十四年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年九月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

秋田県柔道整復師連盟	高橋 四郎	秋田市山王中島町三番一号	平成十四年八月二十九日
櫻庭金市後援会	櫻庭 金市郎	南秋田郡天王町天王字北野二百二十一番地四	平成十四年八月三十日
	櫻庭 健光		
	大坂 長正		

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党秋田県港湾支部	主たる事務所の所在地 新 内 秋田市土崎港西三丁目八番十六号	平成十四年八月八日
	旧 容 秋田市山王六丁目十六番十九号	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	代表者	新 内	
秋田県農協政治連盟秋田おぼこ支部	代表者 澁川 喜一	新 内 秋田市山王六丁目十六番十九号	平成十四年八月二日
	会計責任者 佐々木 善一	旧 容 秋田市山王六丁目十六番十九号	
佐藤しげる後援会	主たる事務所の所在地 平鹿郡山内村土淵字二瀬八番地二		"
石井洋佑後援会	代表者 近藤 比久		平成十四年八月五日
米山七郎後援会	"		"
	代表者 北林 勇一郎		
	代表者 高橋 嘉吉		
	代表者 小田原 富雄		
	代表者 鈴木 万喜夫		
	代表者 松橋 喜市		

秋田県農協政治連盟こまち支部	"	岩井川 光雄	阿部 修悦	平成十四年八月二十日
秋田山王トライ政策研究会	"	阿保 繁幸	大谷 一	"
会計責任者	"	"	"	"

秋選管告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十四年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十四年九月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
中島たつろう後援会	平成十四年五月三十一日	平成十四年八月二日
富山誠一後援会	平成十四年七月二十日	"

秋選管告示第七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十四年九月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
 報告書の要旨  
 収入及び支出のない団体  
 その他の政治団体

政治団体の名称	届出年月日
中島たつろう後援会	平成14年8月2日
富山誠一後援会	"

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社松原印刷社  
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄